

交通事故等に遭遇したら、 ジェイティ健保に届出をお願いします。

連絡先 03-5572-4932 ジェイティ健保 給付担当

1. 交通事故、傷害事件や自損事故などでケガをして、保険証を使用して治療した（する）場合は、ジェイティ健保に連絡し、届出をお願いします。

届出によって、事実の確認（確定）や給付制限に該当していないことを確認しています。

たとえば、

酒気帯び運転、信号無視、法定指定速度違反、無免許等の状況で交通事故を起こすような行為は、健康保険法でも、全部又は一部の保険給付の制限がされる場合もあります。

また、車、バイクや自転車等に乗ったときから社会的責任を負っていることにもなります。特に最近では、自転車走行のマナー強化、酒気帯び運転撲滅、道路交通法の規定も、運転中の携帯電話の使用制限やシートベルト着用義務範囲の拡大等、厳しくなっております。

交通安全等に留意していただき、事故のないようお願いいたします。

ジェイティ健保加入者が、どちらかというとな過失が大きい場合であっても、保険証を使用した（する）ときは届出が必要となります。

業務上、通勤途上での事故等は、保険証を使用しての治療はできませんので、ご注意ください。労災保険の手続きは、事業主、管轄の労働基準監督署にお問い合わせしてください。

2. ジェイティ健保に無断で保険証を使用して治療したり、当事者間で勝手に示談したことによって、損害賠償金の全部又は一部を免除、放棄した場合には、ジェイティ健保から求償させていただきます。ご注意ください。

また、勝手に示談、放棄したことによって、トラブルが発生することもありますので、慎重に対応してください。